

一般社団法人茨城県助産師会細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人茨城県助産師会（以下「本会」という。）の定款に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(資格)

第2条 正会員となることを希望し、以下の基準をすべて満たし理事会が承認した者。

【茨城県助産師会正会員入会基準】

- ・助産師資格を有する者。
- ・茨城県に在住、もしくは勤務する者又はどちらでもないが特段の事情により入会を希望する者。
- ・本会の活動目的及び事業に賛同する者。
- ・日助会に入会する者又は日助会の会員である者。

(入会の手続き)

第3条 正会員となることを希望する者は、日助会ホームページの入会申し込みフォームから申し込む。

- 2 理事会で承認された者は、本会年会費と、日助会の入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 第3条第1項、第2項の手続きが終了した時点で本会の会員として正会員名簿に登録される。会員登録後、日助会と共通の会員証及びパスワードが発行される。なお、会員登録は日助会ホームページ上で確認できる。
- 4 特別会員の高齢とは、満80歳以上の正会員をいう。届け出た時点で変更届を日助会に提出する。
- 5 賛助会員となることを希望する者は、別途賛助会員規約に沿って手続きを行うものとする。

(会費等)

第4条 正会員（特別会員及び名誉会員を除く）の会費は1年間10,000円とする。

- 2 会費は原則として、日助会会費とともに自動引き落としされる。
- 3 新入会員は、入会時に日助会会費及び入会金、本会会費を振り込む。

- 4 特別会員は、日助会の会費のみを負担する。
- 5 賛助会費は、個人一口 5,000 円を年会費とし、一口以上を振り込むものとし、企業・団体は一口 10,000 円を二口以上を振り込むものとする。ただし、学生賛助会員は年会費を 4,000 円とする。
- 6 会費は、毎年 2 月下旬に翌年分の会費を、銀行にて自動引き落としされる。ただし、新入会員の会費納入期日は、この限りではない。
- 7 当年度会費、翌年度会費は返還しない。但し、翌年度会費は、3 月末日までに翌年度退会あるいは他会への移動の連絡のあった会員については返金する。
- 8 会費の額の変更は、社員総会において決議する。

(慶弔費)

第 5 条 正会員が死亡した場合、弔慰を表す。

- 2 本会が推薦した正会員が叙勲・褒賞及び表彰を受賞した場合、祝意を表す。
- 3 慶弔に関する事項は理事会で決定する。

(退会の手続き)

第 6 条 正会員が退会しようとするときは、日助会ホームページの会員マイページで退会申請を行う。賛助会員が退会しようとするときは事務局に届け出る。

- 2 次年度退会しようとするときは、原則として 12 月中に会員マイページで退会申請を行う。
- 3 本会は、会員の退会に伴い、本会名簿の登録を抹消しなければならない。

(変更の手続き)

第 7 条 正会員が氏名、住所、連絡先、勤務地、部会・地区会、振込先口座情報を変更したときは、14 日以内に会員マイページで登録を変更しなければならない。賛助会員が会員情報を変更しようとするときは事務局に申し出る。

(除名)

第 8 条 社員総会において、会員の除名が決定された場合には、直ちに会員の登録を抹消する。

第 3 章 社員総会

(開催期間)

第 9 条 定時社員総会は、毎年 1 回原則として日助会通常総会前に開催する。

第 4 章 役員等

(役員の設置)

第 10 条 理事は会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事、助産所部会担当理事、保健指導部会担当理事、勤務部会担当理事、県北地区会担当理事、県央地区会担当理事、県南地区会担当理事、県西地区会担当理事を持って構成される。

2 各理事の担当は、理事会の決議により定める。

(理事の職務及び権限)

第 11 条 会長は定款に定める職務の他、理事会の承認を得て各委員会の委員を任命する。

2 副会長は、会長を補佐すると共に、渉外、表彰、会員の表彰・他団体表彰への推薦、会員の福祉関係を担当する。

3 総務担当理事は、全般的な事務局運営を担当する。

4 財務担当理事は、会計を担当する。

5 助産所部会担当理事は、助産所部会の運営と共に安全対策を担当する。

6 保健指導部会担当理事は、保健指導部会の運営と共に安全対策を担当する。

7 勤務部会担当理事は、勤務部会の運営と共に安全対策を担当する。

8 地区会担当理事は、各地区の運営と共に災害対策を担当する。

(役員の欠員補充)

第 12 条 役員等に事故があるとき又は欠けたときは、次の通り残任期間の業務を代行する。

(1) 総務担当理事及び財務担当理事の欠員は、理事あるいは理事経験者から会長が指名し、理事会が承認した者が代行する。

(2) 専門部会担当理事及び地区会担当理事の欠員は、理事の中から会長の指名し理事会が承認した者が代行する。

(3) 監事の欠員は、臨時総会において選出する。

第 5 章 理事会

(開催)

第 13 条 通常理事会は毎年 4 回以上開催する。

(構成)

第 14 条 会長は、理事会の承認を得て必要に応じて、委員会委員等に出席を求めることができる。

(召集通知)

第 15 条 理事会の召集通知は会日 1 週間前までに各理事及び各監事に対して発する。

(議長)

第 16 条 理事会の議長は法令に別段の定めがある場合を除き、会長もしくは会長が指名したものがこれに当たる。

(決議)

第 17 条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。ただし、決議には加わらない。

(決議の省略)

第 18 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(任務)

第 19 条 理事会は法令又は定款に定める事項の他、次の各号の掲げる事項について審議する。

- (1) 会長の委嘱する委員の承認に関する事項
- (2) 特別委員会の設置及び廃止に関する事項
- (3) 細則の制定及び変更
- (4) その他

第 6 章 委員会等

(委員会等の設置)

第 20 条 本会に本法人の目的を達成するために常任委員会、事業部、対外・特設部、推薦委員会及び選挙管理委員会を置く。

2 常任委員会は、安全対策委員会、会報委員会、教育委員会、災害対策委員会とする。事業部は、茨城県・市町村委託事業等を担当する委員等で構成され、対外・特設部は、当会以外の職能団体等との活動や他県助産師会との活動、記念行事等にあたる委員会等で構成される。

(委員等の任命)

- 第 21 条 会長及び理事会は委員等を推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 2 対外・特設部の委員等は会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 3 選挙管理委員は社員総会の決議で選任する。

(構成)

- 第 22 条 各委員会等は、委員 2 名以上を持って構成する。
- 2 委員長及び責任者は委員の互選による。
- 3 理事及び監事は、各委員会等（ただし、推薦員会及び選挙管理委員会を除く）に出席することができる。
- 4 各委員会等の委員が 2 名に満たなくなった場合には、追加の委員等を会長が推薦し、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

- 第 23 条 委員の任期は 2 年とし、3 期まで再任できる。
- 2 追加の委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(委員長および責任者の任務)

- 第 24 条 委員長及び責任者は年 1 回以上委員会を招集し、議事運営を行う。委員会の開催にあたっては事前に理事会に開催を予告し、終了後内容を報告する。

(議事録)

- 第 25 条 委員会等の審議検討事項は議事録に記載しておかなければならない。

(委員等の任務と運営)

- 第 26 条 委員会等の任務、運営は委員会等ごとに別に定める。

(教育委員会の任務)

- 第 27 条 教育委員会は助産師の生涯教育に関する事項を審議検討する。

(会報委員会の任務)

- 第 28 条 会報委員会はニュースレターを年 3 回発行する。

(災害対策委員会の任務)

- 第 29 条 災害対策委員会は本会の災害に関する事項を審議検討する。

(安全対策委員会の任務)

- 第 30 条 安全対策委員会は本会の助産及び母子保健の安全に関する事項を審議検

討する。

(推薦委員会の任務)

第 31 条 推薦委員会は役員、日助会代議員候補者、予備代議員候補者の推薦に関する業務及び選挙に関する事項を審議検討する。

- 2 推薦委員会は日助会総会の代議員及び予備代議員を正会員の中から推薦し、決定事項を理事会に報告する。

(選挙管理委員会の任務)

第 32 条 選挙管理委員会は、本会の役員選挙を公正に執行管理する。

(事業部)

第 33 条 事業部は、茨城県・市町村委託事業に関する事項を審議検討する。

(対外・特設部)

第 34 条 対外・特設部は、当会以外の職能団体等との活動や他県助産師会との活動、記念行事等に関する事項を審議検討する。

第 7 章 地区会

(地区会)

第 35 条 本会に法人の目的を達成するために地区会を置く。

- 2 地区会は県北、県央、県南、県西の 4 地区に分かれて正会員は希望地区に所属する。
- 3 各地区に理事である地区長 1 名と副地区長 1 名をおく。副地区長の任期は 2 年とし、3 期まで再任できる。
- 4 副地区長は、地区長が理事会を欠席する場合に理事会に出席する。
- 5 各地区は年 1 回以上の集会を開催する。集会の開催にあたっては事前に理事会に開催を予告し、終了後に内容を報告する。

第 8 章 専門部会

(専門部会)

第 36 条 本会に法人の目的を達成するために専門部会を置く。

- 2 専門部会は助産所部会、保健指導部会及び勤務部会とし、正会員は希望する部会に所属する。
- 3 各部会に理事である部会長 1 名と副部会長 1 名をおく。副部会長の任期は 2 年

とし、3期まで再任できる。

4 副部会長は、部会長が理事会を欠席する場合に理事会に出席する。

5 各部会は年1回以上の集会を開催する。集会の開催にあたっては事前に理事会に開催を予告し、終了後に内容を報告する。

第9章 事務局

(連帯保証人)

第37条 事務所の賃貸契約の連帯保証人は会長とする。ただし、責任に関しては本会全体で負うこととする。

(事務局業務内容)

第38条 事務員は各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総会及び理事会に関する事項
- (2) 会計処理
- (3) 関係各機関との連絡調整(日助会、北関東地区、行政機関、他団体機関等)
- (4) 会員管理(新入会員、退会者、都道府県移動に係る手続き等)
- (5) その他

(賃金・労働時間)

第39条 本会は、事務員と賃金・労働時間について別途契約を締結する。

第10章 選挙

(役員の選挙)

第40条 理事及び監事は定時社員総会において正会員の中から選挙する。

(投票の方法及び選挙の成立)

第41条 役員の選挙に関する事項は別に定める選挙規程による。

第11章

(細則の変更)

第42条 この細則は理事会の決議で変更することができる。

2 細則を変更した場合は総会で報告する。

付 則

この細則は、平成 26 年 4 月 20 日から施行する。

この細則は、令和元年 7 月 21 日から一部改正施行する。

この細則は、令和 2 年 9 月 13 日から一部改正施行する。

この細則は、令和 3 年 9 月 26 日から一部改正施行する。

この細則は、令和 4 年 2 月 20 日から一部改正施行する。

この細則は、令和 5 年 5 月 14 日から一部改正施行する。

この細則は、令和 7 年 5 月 11 日から改正施行する。

この細則は、令和 7 年 6 月 29 日から一部改正施行する。